



topic 1

平成29年4月より、 省エネ適合性判定業務を開始しました。

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」の規制措置について平成29年4月1日に施行されました。

特定建築行為を行う建築主は、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させること、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることが義務付けられました。これらは建築基準関係規定とみなされ、確認済証の交付を受けるためには適合判定通知書が必要となりました。

判定料金(消費税込み)

対象面積 (㎡)	算定方法	モデル建物法		
	用途分類	病院等の分類	事務所等の分類	工場等の分類
~2,000未満		116,000	87,000	68,000
2,000~3,000未満		145,000	106,000	77,000
3,000~4,000未満		174,000	126,000	97,000
4,000~5,000未満		213,000	155,000	116,000
5,000~10,000未満		262,000	184,000	136,000
10,000~20,000未満		320,000	213,000	165,000
20,000~50,000未満		379,000	262,000	204,000
50,000~100,000未満		404,000	311,000	252,000
100,000~		404,000	388,000	301,000

併願申請による判定料金の割引があります。

住宅センターに構造計算適合性判定と併願申請する場合は、省エネ適合性判定の料金が**10%割引**となります。

例	事務所3,000~4,000㎡未満(モデル建物法)の場合	
	単独申請126,000円	→ 併願申請113,000円 13,000円お得!!

各認定制度をご利用の場合は、省エネ適合性判定は不要です。

低炭素や性能向上計画の認定通知書の交付を受けた建築物が、適合性判定を受ける必要がある建築物である場合、当該認定建築物は適合判定通知書の交付を受けたものとみなされます。

当センターでは、低炭素認定及び性能向上計画認定の技術的審査も行っておりますので、ご相談ください。

省エネ適合性判定等を受けた建築物のBELS評価がお得！

住宅センターに省エネ適合性判定とBELS評価を併願申請する場合は、BELS評価の料金が**10,000円**となります。

また、低炭素認定又は、性能向上計画認定の技術的審査とBELS評価を併願申請する場合も、BELS評価の料金は**10,000円**となります。



問い合わせ先

住宅審査課

Tel : 099-224-4548

Fax : 099-226-3970

Email : shinsa@kjc.or.jp



BELS評価制度の普及を図るため、4/5～9/30の期間、下記のとおり戸建住宅におけるBELS評価手数料の割引キャンペーンを実施します。



	戸建住宅	一般	確認等併願	性能評価等併願
通常		30,000	25,000	10,000
キャンペーン料金		15,000	10,000	5,000

※確認等併願：当機関に建築確認申請又は適合証明申請と併願する場合

※性能評価等併願：当機関に設計性能評価、低炭素認定技術的審査、長期優良住宅認定技術的審査（他機関の適合証付きは除く。）、性能向上計画認定技術的審査、認定表示技術的審査のいずれかの依頼と併願する場合

- 💡 「フラット35S」設計検査の省エネルギー性能（一次エネルギー消費量等級）を示す書類として、BELS評価書を活用できます。
- 💡 平成29年度「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」の交付要件として、BELS評価書（ZEH基準）の取得が必要となりました。
- 💡 BELSシールやプレートにZEHの基準を満たした住宅には「ZEHマーク」を表示することができます。



住宅取得資金に係る贈与税非課税のための 証明書発行の業務案内について

住宅性能証明書に関する制度の概要

租特法等及び震災特例法等の平成27年度改正により、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が拡充・延長（平成27年1月1日以降の贈与により住宅を取得等した場合が対象）されることとなりました。

これらの改正のなかで、贈与税非課税限度額の500万円加算（以下「非課税限度額加算」という。）の対象家屋として適合することを証する書類の一つとして、住宅性能証明書が定められています。

非課税限度額加算の対象基準

それぞれ、評価方法基準に基づき次のいずれかの基準となります。

- (1) 住宅の新築又は新築住宅の取得 (2) 既存住宅の取得

評価方法基準	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱等性能等級の等級4 ・一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5 ・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2又は等級3 ・その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）の免震建築物 ・高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3、等級4又は等級5
	※(2)の耐震等級・免震建築物は、既存住宅に係る基準による。

i 問い合わせ先

住宅審査課

☎ Tel : 099-224-4548

☎ Fax : 099-226-3970

✉ Email : shinsa@kjc.or.jp